

生活困窮者自立支援法の概要

■法の目的・趣旨

生活困窮者が増加する中で、自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給、その他の支援を早期に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る。

■施行日

平成27年4月1日(平成30年10月1日より、改正法一部施行)

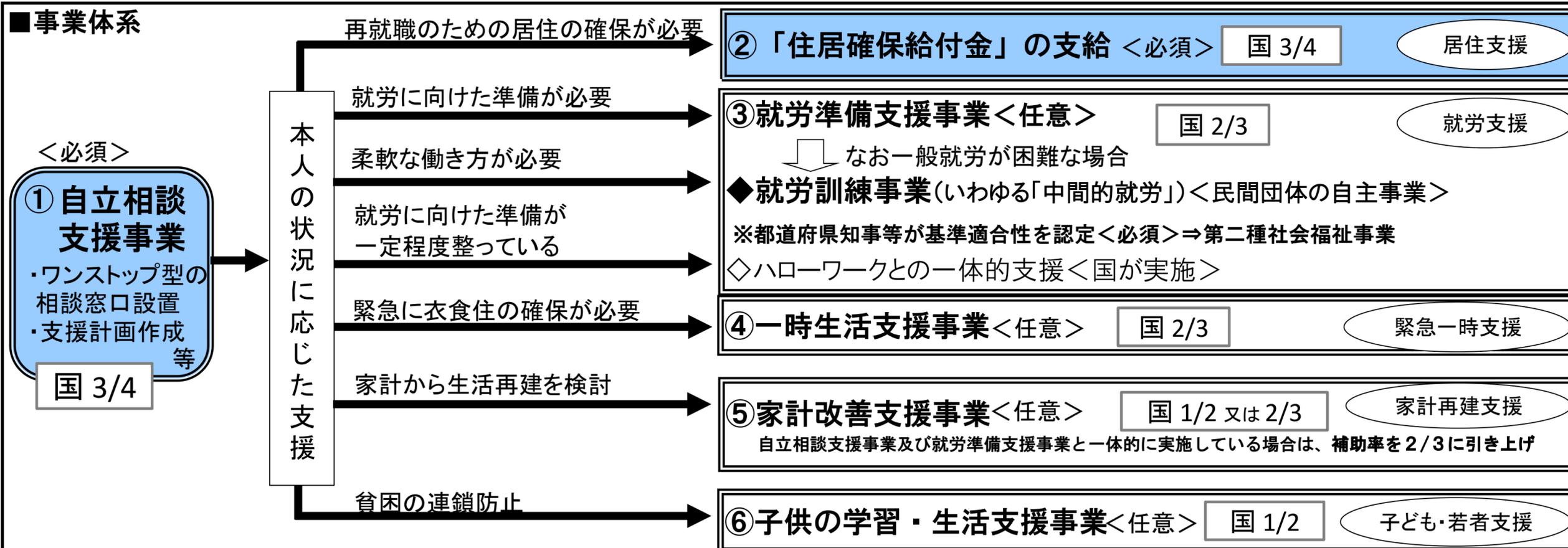
■支援対象者

生活困窮者：就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

■実施主体

福祉事務所設置自治体（住居確保給付金の支給等、実施主体が行うべき事項を除き、委託が可能）

■事業体系



※多様かつ複合的な課題を抱える生活困窮者を早期に発見し、包括的に支援していくためには、地域の関係機関・関係者との協力・連携のネットワークづくりが不可欠

令和3年度における生活困窮者自立支援法の任意事業の実施状況一覧

団体名		任意事業				
		就労準備 支援事業	一時生活 支援事業	家計改善 支援事業	子供の学 習・生活 支援事業	その他 事業
区	千代田区	○	○	○	○	
	中央区	○	○	○	○	
	港区	○	○	○	○	
	新宿区	○	○	○	○	
	文京区	○	○	○	○	
	台東区	○	○	○	○	
	墨田区	○	○	○	○	
	江東区	○	○	○	○	
	品川区	○	○	○	○	
	目黒区	○	○	○	○	
	大田区	○	○	○	○	
	世田谷区	○	○	○	○	
	渋谷区	○	○	○	○	
	中野区	○	○	○	○	
	杉並区	○	○	○	○	
	豊島区	○	○	○	○	○
	北区	○	○	○	○	
	荒川区	○	○	○	○	
	板橋区	○	○	○	○	○
	練馬区	○	○	○	○	
	足立区	○	○	○	○	
葛飾区	○	○	○	○		
江戸川区	○	○	○	○		
(A) 実施する		23	23	23	23	2
(B) 実施しない		0	0	0	0	21
実施 予定 割合	(A) / (A) + (B)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	8.7%

※一時生活支援事業のうち網掛けのある自治体は、都区共同事業とは別に独自事業としても実施。

団体名		任意事業					
		就労準備 支援事業	一時生活 支援事業	家計改善 支援事業	子供の学 習・生活 支援事業	その他 事業	
市	八王子市	○		○	○	○	
	立川市	○		○	○		
	武蔵野市	○		○	○		
	三鷹市	○		○	○		
	青梅市			○	○		
	府中市	○	○	○	○		
	昭島市	○		○	○		
	調布市	○		○	○		
	町田市			○	○		
	小金井市			○	○		
	小平市	○		○	○		
	日野市	○		○	○		
	東村山市	○		○	○		
	国分寺市			○	○		
	国立市	○		○	○		
	福生市				○		
	狛江市	○		○	○		
	東大和市	○		○	○		
	清瀬市	○		○	○		
	東久留米市				○		
	武蔵村山市	○		○			
	多摩市	○		○	○		
	稲城市				○		
	羽村市			○	○		
	あきる野市	○		○	○		
	西東京市	○			○		
	(A) 実施する		18	1	22	25	1
(B) 実施しない		8	25	4	1	25	
実施 予定 割合	(A) / (A) + (B)	69.2%	3.8%	84.6%	96.2%	3.8%	
区市計	(A) 実施する		41	24	45	48	3
	(B) 実施しない		8	25	4	1	46
	実施 予定 割合	(A) / (A) + (B)	83.7%	49.0%	91.8%	98.0%	6.1%